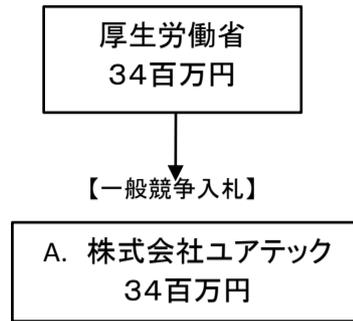


行政事業レビューシート (厚生労働省)

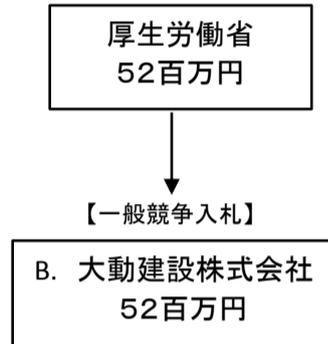
予算事業名	中央合同庁舎第5号館施設整備等事業 ① 中央合同庁舎第5号館非常用蓄電池設備改修工事 ② 中央合同庁舎第5号館レイアウト変更工事 ③ 中央合同庁舎第5号館所属替 ④ 全国身体障害者総合福祉センター所属替		事業開始年度	昭和63年		作成責任者
担当部局	大臣官房(会計課)		担当課室	①大臣官房会計課管理室 ②③④大臣官房会計課経理室		伊東 斎 井上 俊美
会計区分	一般会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	③④ 国有財産法第15条		関係する計画、通知等	②③④ 社会保険庁の廃止		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>① 中央合同庁舎第5号館に設置している非常用蓄電池設備については、老朽化により蓄電池からの液漏れや緑青が発生しているため、停電時における自家発電設備への円滑な移行、自家発電設備稼働までの予備的電力の確実な確保の観点から更新を行った。</p> <p>② 平成21年12月末をもって組織が廃止された、社会保険庁が入居していた中央合同庁舎第5号館の空きスペースを執務室・会議室として利用するため、工事を行ったもの。</p> <p>③、④ 社会保険庁が入居していた「中央合同庁舎第5号館」及び「全国身体障害者総合福祉センター」は、建設時に社会保険庁(特別会計)が建設費用の一部を負担し、その一部を管理していたものであるが、社会保険庁が平成21年12月末をもって組織が廃止されたことにより、社会保険庁の保有分を厚生労働省(一般会計)が管理するために当該不動産を購入したものの。</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>① 直流電源装置及び蓄電池の更新工事を実施した。</p> <p>② 社会保険庁は、平成21年12月末をもって組織が廃止されたことによる中央合同庁舎第5号館の空きスペースに、執務室・会議室として利用するため、工事を行ったもの。</p> <p>③、④ 社会保険庁が入居していた「中央合同庁舎第5号館」及び「全国身体障害者総合福祉センター」は、建設時に社会保険庁(特別会計)が建設費用の一部を負担し、その一部を管理していたものであるが、社会保険庁が平成21年12月末をもって組織が廃止されたことにより、社会保険庁の保有分を厚生労働省(一般会計)が管理するために当該不動産を購入したものの。</p>					
実施状況	<p>① 平成21年9月1日に着工し、平成21年12月28日付けで竣工した。</p> <p>② 平成22年1月に着工し、平成22年3月で竣工した。</p> <p>③ 平成21年12月31日付けで所属替を完了した。</p> <p>④ 平成21年6月22日付けで所属替を完了した。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	177	184	830	430	134
	執行額	53	171	750		
	執行率	29.9%	92.9%	90.4%		
	総事業費(執行ベース)	53	171	750		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>① 非常用蓄電池設備は、地震等による停電発生時に機能する設備である。確認検査時に、停電発生時と同じ状況において、当該設備が確実に作動し、円滑に自家発電設備へ切り換えが行われ、自家発電設備に切り換わるまでの間、非常照明が点灯していることを確認した。</p> <p>② 契約書どおり、工事が実施されていることを確認した。</p> <p>③、④ 社会保険庁年金特別会計の歳入徴収官(総務部経理課長)に対し支出済み</p>				
	見直しの余地	<p>① 中央合同庁舎第5号館非常用蓄電池設備改修工事は、平成21年度限りの事業であるが、平成22年度以降についても、設備改修工事等を行う際には同一水準の検査を行ってまいりたい。</p> <p>② 平成21年度に引き続き、平成22年度においても、フロア移転・再配置に伴う工事は実施するが、平成22年度をもって終了する事業である。平成22年度の工事についても、工事完了後の検査業務を徹底してまいりたい。</p> <p>③、④ 当該不動産の購入は、平成21年度限りの事業である。</p>				
予算・監視・所見率	<p>一部改善(事業の優先度を勘案し縮減)</p> <p>執行状況は概ね妥当であるが、各年度の整備計画を優先順位の観点から精査し、効率化を図ること。</p>					
補記	<p>① 中央合同庁舎第5号館には、停電発生時における自家発電設備への自動的な切り換えや、自家発電設備に切り換わるまでの間に必要となる非常照明用の電力確保のための非常用蓄電池設備を設置しているが、当該設備において、蓄電池が設置後13年、整流器が設置後25年経過し、蓄電池については老朽化の進行による緑青や液漏れ等が発生しており、停電発生時に自家発電設備への円滑な切り換え及び自家発電設備稼働までの間の十分な予備的電力の確保ができないことが想定されるため、非常用蓄電池設備の改修工事の実施が必要となった。</p> <p>当省においては、大規模災害時に、停電が発生した場合においても、国民の生命保持等のため、業務を継続して行う必要があり、当該設備は、必要不可欠なものである。</p>					

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

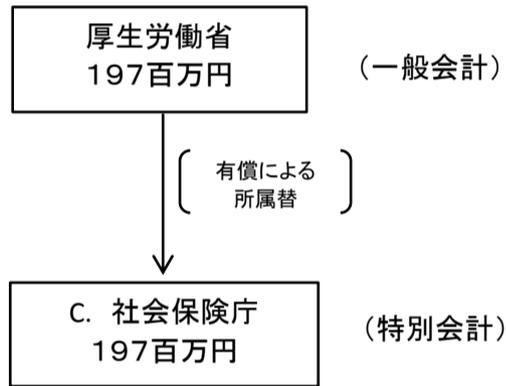
① 中央合同庁舎第5号館非常用蓄電池設備改修工事



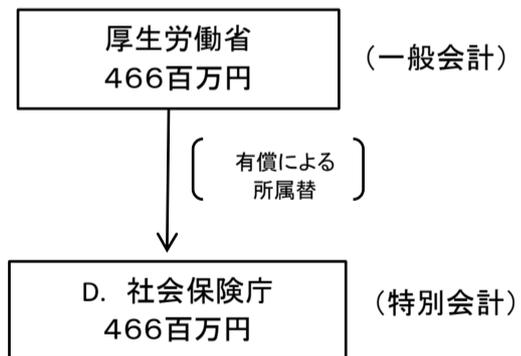
② 中央合同庁舎第5号館レイアウト変更工事



③ 中央合同庁舎第5号館所属替経費



④ 全国身体障害者総合福祉センター所属替



費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	工事費 (中央合同庁舎第5号館非常用蓄電池設備改修工事)	34			
計		34	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
施設整備費	工事費 (中央合同庁舎第5号館レイアウト変更工事)	52			
計		52	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
不動産購入費	不動産購入 (中央合同庁舎第5号館)	197			
計		197	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
不動産購入費	不動産購入 (全国身体障害者総合福祉センター)	466			
計		466	計		0